

生物多様性地域戦略の策定について

自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室

○ 「生物多様性地域戦略」とは

「生物多様性基本法(平成20年6月6日法律第58号)」第13条に規定された、都道府県または市町村が単独または共同で策定する、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。

計画には、1)対象区域、2)目標、3)総合的・計画的に講ずべき施策、4)その他必要な事項を記載するとともに、策定後公表し、環境大臣に写しを送付することが規定されている。

○ 「生物多様性地域戦略策定の手引き」の改訂

都道府県や市町村の、各地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな取組を盛り込んだ地域戦略策定を支援するため、平成21年9月に「生物多様性地域戦略策定の手引き」を作成。その後、手引きのベースとなる生物多様性国家戦略の改訂に併う部分的な修正を経て、昨年度末、最新の「生物多様性国家戦略 2012-2020」を踏まえた手引きとして、改訂版を作成。

改訂版では、策定済みの地域戦略から参考事例を多く掲載し、わかりやすい内容となるよう努めた。

○ 地域戦略の策定状況

平成26年3月31日末現在、31都道府県、44市区町村で策定済み。

なお、生物多様性国家戦略では、2020(平成32)年までに47都道府県での策定を目標としている。

■ 生物多様性地域戦略策定済み自治体 (平成26年3月末現在) ※下線は H25年度策定

都道府県(31都道県)

北海道・青森県・山形県・福島県・栃木県・埼玉県・千葉県・東京都・富山県・石川県・福井県
長野県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・兵庫県・奈良県・岡山県・広島県・山口県・徳島県
愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・鹿児島県・沖縄県

政令指定都市(13市)

札幌市・さいたま市・横浜市・川崎市・新潟市・静岡市・浜松市・名古屋市・京都市・堺市
神戸市・北九州市・福岡市

市区町村(22市5区3町1村)

黒松内町・礼文町(北海道) 東海村(茨城県) 小山市(栃木県)
柏市・流山市・市川市(千葉県) 千代田区・大田区・葛飾区・目黒区・港区・羽村市(東京都)
厚木市(神奈川県) 佐渡市(新潟県) 魚津市(富山県) 高山市(岐阜県)
岡崎市・豊田市(愛知県) 高島市(滋賀県) 和泉市(大阪府)
明石市・西宮市・宝塚市・加西市・篠山市・豊岡市・伊丹市(兵庫県)
倉敷市(岡山県) 北広島町(広島県) 鹿児島市(鹿児島県)

